

# 富山地方最低賃金審議会

## 第1回 百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和4年10月26日（水） 午前10時00分～午前12時00分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門部会長及び同代理の選出について</li> <li>2. 専門部会運営規程について</li> <li>3. 特定最低賃金審議運営事項について</li> <li>4. 専門部会の審議日程について</li> <li>5. 労働経済等関係指標について</li> <li>6. 最低賃金に関する基礎調査結果について</li> <li>7. 最低賃金に関する労使協定締結状況について</li> <li>8. 参考人の意見表明について</li> <li>9. 労使各側の基本的主張について</li> <li>10. 金額等審議</li> </ol>		
議事要旨・議事録	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部会長に長尾委員、部会長代理に両角委員を選出した。</li> <li>2. 専門部会運営規程を原案どおり決定した。</li> <li>3. 特定最低賃金審議運営事項の伝達がなされた。</li> <li>4. 審議日程を原案どおり決定した。</li> <li>5. 労働経済等関係指標について、事務局から説明がなされた。</li> <li>6. 最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明がなされた。</li> <li>7. 最低賃金に関する労使協定締結状況について、事務局から説明がなされた。</li> <li>8. 参考人の意見聴取について、意見書の提出が行われないことを確認した。</li> <li>9. 労使各側の基本的主張がなされた。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働者側の主張                 <p>労働者側は、令和4年度地賃の引上げ率3.53%を踏まえ、現特賃を時間額921円（引上げ額31円）への引上げを主張したいところだが、本件特賃は労働協約ケースであり、労働協約に基づく上限額が時間額920円であることから、時間額920円（引上げ額30円）への引上げを求めると主張した。</p> </li> <li>(2) 使用者側の主張                 <p>使用者側は、百貨店・総合スーパーの現状は改善状況であるも、コロナ感染症、原材料・エネルギーの価格高騰により改善幅は微増であり、先行きも不透明な状態である。引上げ額については、経済情勢、企業の支払能力を含め総合的な判断が必要であり、現状を十分に考慮し慎重な審議を行うべきであると主張した。</p> </li> </ol> </li> <li>10. 公益委員を中心に、労使双方から意見を聴取し調整を努めたが、意見に隔たりがあったため、次回改めて審議を行うこととなった。</li> </ol>		